

【職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示】

【求人者・求職者の皆様へ】

事業所名：（有）松戸看護婦家政婦紹介所

許可番号：12-ユ-080004

- 取扱職種の範囲等 【職種】 家政婦（夫）、看護師、保育士、一般事務の職業、商品販売の職業、家庭生活支援サービスの職業、介護サービスの職業、飲食物調理の職業 【地域】 関東地方

●手数料に関する事項

* 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担は 求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス [職業紹介サービス]	成功報酬 [期間の定めのない雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（500,000円） [期間の定めのある雇用契約の紹介の場合] 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（500,000円） 手数料負担は 求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス [職業紹介の付加サービス]	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（500,000円） 手数料負担は 求人者とします。

* 求職者からは1件の紹介につき 670円を算定します。
（1ヶ月に3件の紹介に限ります）

● 苦情の処理に関する事項

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等との連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申し出者に通知します。

苦情申出先:職業紹介責任者 三木京子 連絡先:(047)362-2624

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

取扱者は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。

個人情報の取扱者:職業紹介責任者 三木 京子

● 返戻金制度に関する事項

* 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙のとおりです。